

介護支援事業所 おぎかわ

重要事項説明書

事業名	居宅介護支援事業所 おぎかわ
所在地	新潟市秋葉区荻野町1番23号
電話番号	0250-25-7533
指定年月日	平成28年10月1日
事業所番号	1570113900
事業の目的	要介護状態の高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<p>①居宅介護支援事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施します。</p> <p>②事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、各保険医療機関、関係市町村などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的な支援の提供に努めます。</p> <p>③事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供できる指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p>
通常事業の実施地	新潟市秋葉区
介護支援専門員数	常勤 1名
使用する課題分析票	MDS・HC
お宅に何うおおむねの頻度	毎月1回以上

1. 提供するサービスの内容

提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、

利用者の心身の状況を把握し、その結果と希望に基づいて、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって、適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

具体的には、次にあげる業務を行います。

〔業務の概要〕

- （１）あなたのお宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により調査します。
- （２）（１）で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）を作成します。その際、あなたやその家族は、サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。また、当該サービス事業所をサービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- （３）介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状況やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- （４）当事業所及び介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- （５）利用者の要介護（支援）認定の申請についてお手伝いします。
- （６）利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、情報提供等の必要な支援をいたします。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、次の事項を守ります。

〔業務取扱い方針〕

- （１）あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように、努力いたします。また、医療との連携を図ってまいります。
- （２）居宅介護支援の提供にあたっては、あなたの意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立を原則といたします。利用状況は別紙のとおり

りです。

(3) 居宅介護支援は、あなたの心身の状態がよりよくなるようにする（軽減の観点）、悪化しないようにする（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）ために提供いたします。

(4) 居宅介護支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画の作成後も、常にあなたやその家族、サービスを提供する事業者と連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しを行うこととします。

(5) あなたからサービス計画の実施状況やその他の説明を受けたいとの申し出があれば、随時ご説明を行います。

(6) 居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情については事業を実施するうえでの糧として真剣に受け止め、常に事業者として資質の向上に努めます。

2. 担当の介護支援専門員

介護支援専門員・管理者兼務

【職務内容】

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）

利用者の選択に基づいた居宅介護支援を実施します。

- ・管理者

所属職員を指揮監督し、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行います。

【営業日・営業時間】

- ・営業日 月曜日から金曜日までです。

ただし、祝日（国民の休日及び振替休日を含む）、年始（1/1～1/3）を除きます。

- ・営業時間 8時45分から17時45分までです。

尚、利用者の希望に応じて、時間外、休日であっても携帯電話等で24時間対応します。

3. 事故発生時の対応方法

あなたに対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、あなたの家族、新潟市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

4 苦情解決の体制及び手順

(1) 当事業所のサービスに関する相談・苦情等は、お気軽に下記までお申し出ください。

当事業所の窓口

居宅介護支援事業所 おぎかわ

電話番号：0250-25-7533

受付時間：月曜日～金曜日、8:45～17:45

ただし、祝日（国民の休日及び振替休日を含む）、年始（1/1～1/3）を除きます。

新潟市等の窓口

新潟市介護保険課

電話番号：025-226-1273

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

電話番号：025-285-3022

(2) 相談・苦情等に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情等があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- ② 把握した状況の検討を行い、対応を決定します。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ経過や結果を連絡し、文書により回答します。

5. 利用者負担金

(1) 居宅介護支援費

事業者が、介護保険から居宅介護支援費に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の負担金はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領することが出来ない場合は、下記の全額を一旦お支払いください。

①基本料金

居宅介護支援費（Ⅰ）

1人当たりの取扱件数が45件未満	
要介護1・2	11,088円/月
要介護3・4・5	14,406円/月
1人当たりの取扱件数が45件以上60件未満（45件目以降に適用）	
要介護1・2	5,554円/月
要介護3・4・5	7,187円/月
1人当たりの取扱件数が60件以上（60件目以降に適用）	
要介護1・2	3,328円/月
要介護3・4・5	4,308円/月

②特定事業所集中減算 … 所定単位数から 2,042円/月を減算
正当な理由なく、特定事業所の割合が80%を超える場合

③加算料金

初回加算 3,063円/月

ア. 新規に居宅サービス計画を策定した場合

イ. 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

入院時情報連携加算

イ. 入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,552円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所に対して当該利用者にかかる必要な情報提供をした場合

ロ. 入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,042円/月

利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所に対して当該利用者にかかる必要な情報提供をした場合

退院・退所加算（入院または入所期間1回を限度に算定）

イ. 退院・退所加算(Ⅰ)イ 4,594円/回

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から

□. 退院・退所加算（Ⅰ）□ 6, 1 2 6 円／回

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者にかかる必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けていること。

八. 退院・退所加算（Ⅱ）イ 6, 1 2 6 円／回

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者にかかる必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けていること。

二. 退院・退所加算（Ⅱ）□ 7, 6 5 7 円／回

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者にかかる必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること。

ホ. 退院・退所加算（Ⅲ） 9, 1 8 9 円／回

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者にかかる必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること。

通院時情報連携加算 5 1 0 円／月

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、必要な情報提供を行うとともに、必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 0 4 2 円／回

病院・診療所の求めにより、当該病院・診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合（月2回を限度とする）

中山間地域における小規模事業所加算 上記基本利用料の10%

1月当たり実利用者数が20人以下の指定居宅介護支援事業所である場合

通常の事業実施地域以外へのサービス提供

運営規程に定める通常の事業実施地域を越えてサービスを提供した場合、居宅介護支援費に5%加算されます。

(2) 交通費

当事業所は、交通費はいただきません。

6. 個人情報の使用に係る同意

利用者及びその家族の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用しますが、その同意については、本契約締結をもって同意したものとします。

(1) 使用する目的

- ①利用者に関わる居宅サービス計画を立案する為のサービス担当者会議での情報提供
- ②介護支援専門員と居宅サービス計画に位置づけられたサービス事業者、主治医、保険者との連絡調整において必要になった場合

(2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係するもの以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと

7. キャンセル料

このサービスの利用をやめたい場合や、一時的に中断したい場合は、事前に次の連絡先又は担当する介護支援専門員までご連絡ください。

(事業所名) 居宅介護支援事業所 おぎかわ

(連絡先) 電話番号 0250-25-7533

このサービスの利用をキャンセルしても、キャンセル料は頂きません。

但し、このサービスだけでなく他の居宅サービスをキャンセルしようとするときは、別にキャンセル料を徴収される場合があります。詳しくは、担当の介護支援専門員にお尋ねください。

8. サービスの利用にあたって利用者が注意すべきこと

- (1) あなたの希望により、居宅介護支援契約書第4条第1項に基づきこの契約

を解約することができますが、事業者の業務の関係から、できる限り早めにご連絡ください。

- (2) 私たちの作成した居宅サービス計画にないサービスを利用する場合や、居宅サービス計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担が大きくなることがありますので、できる限り早めにご連絡ください。
- (3) 私たちの提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があれば遠慮なくお話しください。
- (4) 作成した計画どおりにサービスが提供されるためにも、当事業所及び介護サービスを提供する事業者の説明や注意事項には、できる限りご協力ください。
- (5) あなたが医療機関に入院した場合は、入院先医療機関に担当居宅介護支援事業所及び介護支援専門員氏名をお伝えください。